

ジェンダー平等政策・制度支援の評価

評価チーム

- ・評価主任： ジェンダー・アクション・プラットフォーム 目黒依子代表
- ・コンサルタント： 一般財団法人 国際開発機構

評価実施期間： 2012年9月～2013年3月

現地調査国： カンボジア



(出所)外務省ホームページ。

評価の背景と目的

(1)背景

日本はジェンダー平等の達成を目指す北京宣言・行動綱領(1995年)などの国際的な誓約を支持し、開発における男女の平等な参加と公平な受益の確保や女性の地位向上に取り組んでいる。2005年には「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を発表、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組への支援を一層強化している。

(2)目的

本評価は、GAD イニシアティブの中でもとくに「ジェンダー平等を推進する政策・制度への支援」に焦点を当て、今後の政策立案等に活かす提言を得ること、また今回の調査結果と関連する範囲において GAD イニシアティブに関しても提言を得、今後の政策策定に活かすことを目的とした。さらに、評価結果を公表し国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに結果をフィードバックすることで ODA の広報に役立てることも目的とした。

評価結果

主要ポイント

「政策・制度支援アプローチ」は、国際的な優先課題・国際的潮流に沿ったもので、日本のODA政策や男女共同参画に関する国内の基本法との整合性もあり妥当性は高い。結果の有効性については、最終的な成果について現段階では明言できないが、評価対象となった6案件を個別に見れば様々なレベルで効果を上げつつある。プロセスについては、政策策定段階はおおむね適切であったが、実施段階については改善の余地がある。

政策の妥当性(日本の方針や国際社会の取組と合っていたか。)

政策・制度支援を含め、GAD イニシアティブは、相手国が批准している国際的な誓約や、ODA 大綱などに明記されている開発援助における男女共同参画の基本方針、日本の男女共同参画社会基本法の理念と合致している。日本は GAD イニシアティブが発表される以前から政策・制度支援を実施していたが、同イニシアティブにより日本の政策として内外に明確に示されたことで、そのような支援をさらに推進する環境が整ったと言える。

結果の有効性(相手国の開発目標にどの程度／どのような効果があったか。)

本評価では対象6案件中4案件が実施途中であったこと、現地調査がカンボジア1か国(2案件)のみであったことなどから、「ジェンダー主流化」という大きな目標に対して、本評価の結果をもって「政策・制度支援アプローチ」の政策またはアプローチとしての「結果の有効性」を判断することは難しい。

しかしながら「途上国自身によるジェンダー平等・女性のエンパワーメントの取組」が、政策・制度支援アプローチ下のこれらのプロジェクトにより強化されたかという点から見ると、それぞれの案件において、レベルは様々であるが一定の成果は上がりつつある。

また外交的効果として、対象案件の実施を通して内閣府男女共同参画局も巻き込んだ国際交流に繋がっている他、GADイニシアティブの策定自体が、内外に日本のジェンダー分野の取組を明確に示す役割を果たしている。

プロセスの適切性(支援の実施プロセスは円滑であったか。問題点は無かったか。)

政策制度支援アプローチを含めGADイニシアティブの策定のプロセスについては、ODA実施機関や有識者の参加も得て集中的に議論を重ねて策定されたものであり、おおむね適切であった。

実施について見ると、政策・制度支援アプローチの採用プロセスは適切であったと考えられる。評価対象6案件が所在する4か国では各国ともジェンダー平等に向けた政策や制度は一通り整備されているが、その実施に関して相手国の社会慣習や体制などを含む課題が多く、相手国政府自身によるジェンダー政策の実施を側面から支援する必要があった。このような各国の支援のニーズについて技術協力プロジェクトに先行する専門家派遣や様々な調査を通じて、適切に把握されていた。

他方、外務省による実施段階の支援体制についてはやや課題がある。2005年にジェンダー平等を推進する日本の在外公館員を「ODAジェンダー担当官」に任命する制度が発足したが、今回の対象案件が所在する4か国について調査した限り、この制度は当初想定された機能を十分に果たしているとは言えない。

主な提言

(1)政策・制度支援アプローチの多面的な拡充

女性省などのジェンダー平等立案に関する直接の政策立案・調整機関(国内本部機構)支援の際に、他省庁が関与できるような仕掛けをプロジェクトの計画に含める。

また、女性省などの国内本部機構だけでなく、相手国の農業省・労働省などの事業実施省庁のジェンダー主流化を直接支援するような取組を強化する。

(2)ジェンダー主流化に向けた取組の強化

要請・計画・実施・評価の段階でのジェンダー視点からのレビューを引き続き重視し、一見してジェンダー平等と直接の関係が薄いと考えられる案件にもジェンダー平等のための活動を取り入れていく「ジェンダー活動統合案件」を拡充する。

(3)GADイニシアティブ下のアプローチ構成の見直し

GADイニシアティブ改訂の際、ジェンダー主流化のための基本的アプローチ、それらを細分化したサブアプローチの構成等を見直し、政策・制度支援以外の取組方法についても明記する。

(4)国内支援体制の充実

ODAジェンダー担当官制度の機能強化に向け、在外公館のODAジェンダー担当官がジェンダー視点に立って案件審査を行ったり、国別援助方針にジェンダー視点を反映させることができるよう、本省からの技術的な支援を行う。



カンボジア「ジェンダー主流化プロジェクト フェーズ 2」
パイロットプロジェクト参加農民のヒアリング(コンポンチャム州)



習得した養鶏技術を使って
建てられた鶏小屋(同)